

令和7年度 守谷市 保育所入所のご案内



守谷市役所 こども未来部 すぐすぐ保育課 保育グループ
〒302-0198 守谷市大柏950番地の1
TEL: 0297-45-1111 (内線156)



この案内は、認可保育所、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業所の入所申込みについて説明しています。必ず内容を確認したうえで、申し込んでください。

★一次受付 (令和7年4月～令和8年3月に入所希望の方が申し込むことができます。第1回利用調整対象となります。)

受付期間	結果通知
令和6年11月1日(金)～令和6年11月13日(水) 9:00～17:00 (上記期間中の土日祝日は、11月3日(日)9:00～12:00のみ受付します)	令和7年2月上旬

★二次受付 (一次受付で申し込めていない方の受付期間です。第2回利用調整は空きがある施設のみ実施します。)

受付期間	結果通知
令和7年2月3日(月)～令和7年2月19日(水) 9:00～17:00 (上記期間中の土日祝日は、受付を行いません)	令和7年3月中旬

★隨時受付 (毎月空きがある施設のみ利用調整を実施します。第12回が年度内最終の利用調整です。)

受付開始日	令和7年3月3日(月)	結果通知	締切日の翌月中旬
受付対象入所月	受付締切日	受付対象入所月	受付締切日
第3回(5月～3月入所)	令和7年3月31日(月)	第8回(10月～3月入所)	令和7年8月29日(金)
第4回(6月～3月入所)	令和7年4月30日(水)	第9回(11月～3月入所)	令和7年9月30日(火)
第5回(7月～3月入所)	令和7年5月30日(金)	第10回(12月～3月入所)	令和7年10月31日(金)
第6回(8月～3月入所)	令和7年6月30日(月)	第11回(1月～3月入所)	令和7年11月28日(金)
第7回(9月～3月入所)	令和7年7月31日(木)	第12回(2月～3月入所)	令和7年12月26日(金)

(令和7年度入所申込み 最終締切日)

目次

1. 保育所とは	2
2. 保育所入所申込みの流れ	3
3. 申込時の注意事項	4
4. 申込みに関するよくある質問	6
5. 広域入所の申込みについて	8
6. 申込みの必要書類	10
7. 保育所に入所した場合（利用に関する留意事項・保育料・転園希望）	13
8. 保育所に入所できなかった場合（認証保育園等の認可外保育施設）	15
9. 各施設の紹介	18

【巻末資料】令和7年度 保育所利用調整基準

1. 保育所とは

保育所とは、保護者の就労や疾病等を理由に日中のお子さんの保育が必要な場合に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

小学校入学前の幼児教育の場である幼稚園とは異なり、「集団生活に慣れさせる」や「下の子の育児に手がかかる」等の理由では、保育所に入所することはできません。

保育所、認定こども園（保育枠）、地域型保育の入所要件

保護者(父母)が次のいずれかの事情で日中のお子さんの保育が必要な場合に、入所を申し込むことが可能です。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、自営業、夜間勤務、在宅勤務等を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）（通信講座は対象外）
- 保護者の疾病・障がい
- 虐待やDVのおそれがあること
- 求職活動（起業準備を含む）
- 妊娠・出産（注：出産予定月の前1か月～後2か月の最長4か月の間で必要とする期間限定入所）

※注 就労、就学、介護・看護の場合、日数及び時間については、定員の関係から次の基準を設定しています。

1か月あたり64時間以上 （原則として 4時間以上/日 かつ 月16日以上）

子どものための教育・保育給付認定

保育所等の入所を希望する場合は、年齢に応じて2号認定または3号認定を受ける必要があります。

【給付認定の種類】

認定区分	対 象	利用できる施設・事業所
1号認定	満3歳以上の児童で、保育を必要とせず、教育を希望する方	幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）
2号認定	満3歳以上の児童で、保護者の就労や疾病等の理由で家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育所、認定こども園（保育枠）
3号認定	満3歳未満の児童で、保護者の就労や疾病等の理由で家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育所、認定こども園（保育枠） 地域型保育事業所

【保育の必要量に応じた区分】

2号認定・3号認定を受ける方は、保育が必要な時間によって「保育標準時間」または「保育短時間」を選択できます。

- 保育標準時間・・・1日11時間までの利用可
- 保育短時間・・・1日8時間までの利用可

(例)	保育標準時間（11時間）		延長保育
	延長保育	保育短時間（8時間）	
	7:00	8:30	16:30 18:00 19:00

※注1 保育短時間の「利用時間帯」は、各施設により異なりますので、直接施設にご確認ください。

※注2 保育標準時間、保育短時間ともに、設定された時間を超えて利用する場合、施設の設定する延長保育料が別途発生します。

※注3 認定事由が求職活動または育児休業の場合は、保育の必要量は原則「保育短時間」となります。

2. 保育所入所申込みの流れ

1 申込みの事前準備

- 申込書類はすぐさま保育課窓口にて配布のほか、市ホームページからダウンロードも可能です。

【注】就労証明書は、勤務先によっては取得に2~3週間程度かかる場合もありますので、お早めの手配をお勧めします。

- 利用希望施設については、事前に施設を見学することをお勧めします。保育方針や送迎が可能かなどを確認のうえ、申し込んでください。(施設の見学を希望する場合は、直接施設あてにお問い合わせください。)



2 入所申込み

- 申込締切日までに、必要書類をすべてそろえて、すぐさま保育課窓口に提出してください。

【注】書類確認に時間をおきますので、時間に余裕をもってご来庁いただくようにご協力をお願いします。



3 利用調整の実施

- 利用調整基準に基づき、市で利用調整を実施します。



4 利用調整結果の通知（郵送）

- 市が必要と認めた場合、施設がお子さんを安全に預かるかについて、通知前に希望施設と面接を実施し、最終的な入所の可否を決定する場合があります。



5 利用承諾

- 利用承諾の結果通知は、最短で入所開始日の2週間程度前になります。また、市役所から電話等で事前の意向確認はいたしません。
- 入所開始までに、施設での面談や健康診断等があります。また、必要な用品を購入し、入所に向けて準備をお願いします。

利用保留

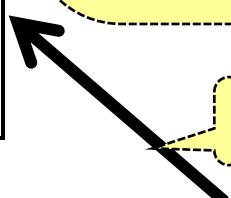
- 復職や就職をする場合は、必要に応じて認証保育園等の認可外保育施設に申し込んでください。
- 育児休業を延長する場合は、勤務先で延長手続き後の就労証明書を提出してください。

※従来「利用不承諾」と呼称していましたが、国からの通達に従い、令和5年から「利用保留」と呼称します。

給付認定とは？

- 保育所入所を申し込みにあたり、入所要件確認のため教育・保育給付の認定を受ける必要があります。給付認定が有効期間満了や取消となる場合、入所要件に該当せず、利用調整の対象外となります。
- 原則「支給認定証」は交付せず、利用調整結果通知書に支給認定の内容を記載しています。認可外保育施設への提出等の理由で「支給認定証」の交付を希望される方は、別途「支給認定証交付・再交付申請書」を提出してください。
- 認定内容に変更が生じた場合には、必ず市役所すぐさま保育課に届け出してください。

2回目以降は利用承諾となった場合のみ通知



引き続き利用調整の対象となる

- 取下げや失効にならない限り、当該年度内は引き続き入所申込みが有効となり、利用調整対象となります。
(注：次年度については改めて入所申込みが必要です。)
- 第2回利用調整以降は、毎月上旬、空きがある施設について随時利用調整を実施し、入所者を決定します。
- 育児休業を延長した等の理由により、今年度の保育所入所の必要性がなくなった場合には「入所申込取下届」の提出が必要です。

6 保育所入所

●入所日は毎月1日です。

- 入所開始当初の2週間程度はお子さんが集団保育に慣れるため「ならし保育」期間を設けます。
- 復職する場合、入所月の翌月15日までに復職し、就労証明書を提出してください。

3. 申込時の注意事項 ※必ずご確認のうえ、申し込んでください。

① 利用調整について

- 守谷市では「入所予約制」を採用しており、5月以降に入所を希望される方についても、第1回利用調整から対象となります。出産前の方も含め、希望される方は一次受付で申し込むことをお勧めします。
- 利用調整基準（巻末資料参照）に基づき、就労状況・家庭状況等から「保育の必要性が高い」と判断されるお子さんから、希望施設が受入可能であれば、入所を決定します。（先着順ではありません。）
- 審査の基準日は次のとおりです。基準日時点の提出書類の内容や保育状況で審査します。

第1回利用調整（一次受付分）・・・令和6年11月13日(水)時点

第2回利用調整（二次受付分）・・・令和7年2月19日(水)時点

第3回利用調整以降（随時受付分）・・・毎回の締切日時点（ただし、保育状況のみ締切日翌月初日時点）

- 利用保留となった場合、申込取下届の提出がされない限り、年度内最終の利用調整（令和8年1月実施）まで、毎月継続して利用調整の対象となります。（ただし、教育・保育給付認定が有効期間満了や取消となり申込みが失効となる場合は、その時点までとなります。）
- 申込後に就労状況・家庭状況等に変更が生じた場合には、速やかにすぐすぐ保育課に届け出てください。（内容によっては点数が変動します。）

② 入所希望日の設定について

- 入所日は「毎月1日」となります。原則として月途中を入所希望日に設定することはできません。
- 一度入所決定すると、入所日を遅らせることはできません。なお、入所日を早めることは、入所決定施設の受入体制が整っていれば可能な場合がありますので、すぐすぐ保育課にお早めにご相談ください。
- 入所希望日は、ならし保育期間を含めて設定してください。

※ ならし保育とは・・・お子さんの新しい環境による心身への負担を和らげ、徐々に集団生活に慣らすため、通常より短い保育時間で保育を開始します。概ね2週間程度が目安ですが、お子さんの年齢等によってならし保育の期間は異なりますので、入所決定後に施設とご相談ください。なお、入所日より前にならし保育を開始することはできません。

③ 希望施設の選択について

- 最大第10希望まで申し込むことができますが、必ずしもすべて記入する必要はありません。

※ 例年、入所決定後に「あまりよく考えずに希望施設を書いてしまった」等の理由で、入所決定を辞退される方がいらっしゃいます。その結果、入所を希望する他の方が入所できず、施設側も最低でも1か月以上空きが生じてしまうことになります。他の方に多大な影響が及びますので、実際に入所決定したら利用可能かどうか、十分に検討したうえで希望施設を選択するようお願いします。第6～10希望の下位順位の希望施設であっても、入所が決まる場合があります。

- 希望施設を変更したい場合は、各回の利用調整締切日までに市役所すぐすぐ保育課に届け出てください。（転入予定のない市外在住者は、お住まいの市区町村の保育担当課に変更届を提出してください。）

④ 妊娠・出産による申込みの場合

- 妊娠・出産による入所申込みは、「出産予定月の前1か月～後2か月」の期間限定での入所となります。（実際の出生月が予定月と異なったとしても、保育所入所期間に変更はありません。）
- 申込みには父親の方も、利用希望期間中の就労・疾病等の保育の必要性が必要です。
- 期間満了後は、いかなる理由があっても、施設の利用継続はできませんので、ご留意ください。

⑤ きょうだい同時申込みの場合

●選択した入所条件にかかわらず、きょうだいが同じ園に同時に入所決定が可能な場合は、希望園の順位ではなく、同園入所可能な施設を優先して入所決定します。

●きょうだいが同じ園に同時に入所決定が叶わない場合について、申込時に次のいずれかの入所条件の設定が必要です。(なお、同園希望の場合は、きょうだいの希望施設の順位を同一にしてください。)

☆「同園・同時期」：同じ園に同時に入所決定できるまでは入所決定せず、引き続き利用調整の対象となります。

☆「同園・別時期」：どちらかひとりのお子さんのみでも入所ができるなら、そのお子さんのみ入所決定します。もうひとりのお子さんは、同園希望で引き続き利用調整の対象となります。(なお、希望順位の高い施設に入所できるお子さんを優先して入所決定します。)

☆「別園・同時期」：別々の園であれば同時に入所可能な場合のみ、きょうだい別々の園に入所決定します。

☆「別園・別時期」：どちらかひとりのお子さんのみでも入所ができるなら、そのお子さんのみ入所決定します。もうひとりのお子さんは、引き続き利用調整の対象となります。

【例】姉と弟が「別園・同時期」の条件で申込みの場合…

① 姉：第1希望 A 園→○ 第2希望 B 園→× 第3希望 C 園→○
弟：第1希望 A 園→× 第2希望 B 園→○ 第3希望 C 園→○

きょうだいが同園に入所可能な
第3希望のC園に入所決定

② 姉：第1希望 A 園→○ 第2希望 B 園→× 第3希望 C 園→○
弟：第1希望 A 園→× 第2希望 B 園→○ 第3希望 C 園→×

姉を第1希望のA園に、
弟を第2希望のB園に入所決定

●「同園・別時期」「別園・別時期」の条件で申し込む場合、ひとりのお子さんのみ入所が決定したら、もうひとりのお子さんが利用保留であっても、育児休業からの復職をする必要があります。(求職活動を理由に申し込んだ方も、求職活動を実施していただきます。)そのため、認可外保育施設に預けるなど、あらかじめ利用保留だった場合の保育先を、併せて検討しておくようにお願いします。

⑥ 育児休業中の申込みの場合

●父母ともに、入所日の翌月15日までに、申込時に提出した就労時間・就労日数で、復職することが入所条件となります。(ただし3月入所の場合のみ、3月31日までに復職することが入所条件です。)

●入所決定後は入所日を遅らせることができないため、上記の入所条件を満たせるように、事前に就労先とよく調整したうえで、入所希望日を設定してください。

●年度をまたいでならし保育を実施すること(ならし保育のみ3月に実施すること)はできません。入所希望日は、ならし保育期間を含めて設定してください。

●入所日の翌月末までに、復職日を記載した就労証明書をご提出ください。復職が確認できない場合は、退所になる場合があります。

●入所後に、育休分割取得の2回目を取得する場合、以下の条件で利用継続可能ですので、事前にご相談ください。
① 2回目の育休期間が1か月程度
② 育休対象児は、原則期間中は保育所を利用しない
③ 利用者負担額は全額負担

⑦ 求職活動を理由とする申込みの場合

●原則「保育短時間」での認定となります。

●3か月の認定有効期間内に、就労認定基準を満たす就労を開始できない場合、原則として退所(または申込みの失効)となります。就労を開始したら、速やかに就労証明書をご提出ください。

【※ 就労認定基準：1か月あたり64時間以上 (原則として4時間以上/日かつ月16日以上)】

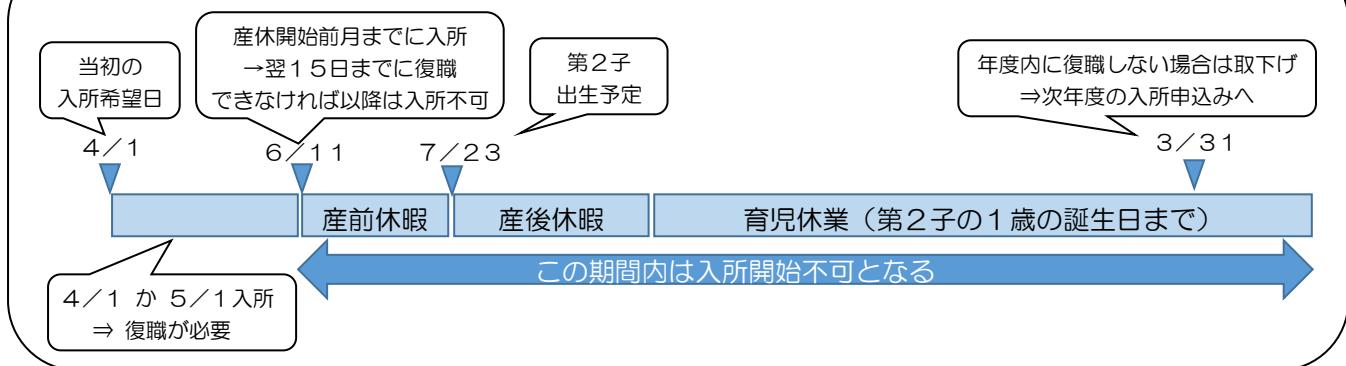
4. 申込みに関するよくある質問

Q. 現在下の子を妊娠中なのですが、上の子だけ保育所入所を申し込みすることはできますか？

A. 原則、できません。産前産後休暇（概ね産前6週間～産後8週間）や育児休業の期間中に入所することは、認めていません。産前休暇が始まる前月までに入所して、復職する必要があります。

ただし、復職日が入所希望日の翌月15日までの範囲であること、もしくは、入所決定したら育児休業の切上げが可能な旨を、就労証明書で証明されいれば、育児休業期間中に入所希望日を設定することも可能となります。※また、「出産予定月の前1か月～後2か月」の期間限定入所の申込みも可能です。

【例】第1子・1歳児 4/1～入所希望 （第2子妊娠中：予定日7/23、産休6/11～予定）



Q. 空きのない施設を申し込みすることはできますか？

A. できます。事前に市ホームページで公表する空き状況（一次受付時は新規受入予定数）は、あくまで公表日時点の暫定の情報です。急な退所者の発生や、保育士の配置状況等により、実際の受入数に増減が発生する可能性があるため、空きのない施設への申込みも受付しています。

Q. 昨年度の入所最低点数を教えてもらうことはできますか？

A. 入所最低点数は、その年により施設の受入枠や入所希望者の数が変動するため、有効な参考情報にならないことなどから、公表していません。

Q. 申込時点では就労中ですが、今後退職または転職を予定しています。どのような扱いになりますか？

A. 既に退職が決定している場合は、求職活動の扱いとなります。「就労確約書」をご提出のうえ、認定有効期間内（入所希望日から3か月以内）に就労認定基準を満たす就労を開始する必要があります。また、既に転職が決定している場合は、現在の就労先の「就労証明書」と、転職先の「内定証明書」を両方用意し、提出してください。

Q. 入所するタイミングで、就労時間・就労日数を減らすことを考えていますが、問題ないですか？

A. 入所が決まった際は、申込時に提出した就労時間・就労日数で復職（または就労開始）することが入所条件となります。そのため、申込時の内容に満たない条件で復職した場合は、虚偽申告と見なされ入所決定取消（または保育実施解除）となる可能性がありますので、ご留意ください。

ただし、「育児のための短時間勤務制度」を利用し、雇用契約の内容は変えずに、一定期間を育児のため時短勤務とする場合は、例外的に認められます。申込時または復職時において、雇用契約上の内容と「育児のための短時間勤務制度」の利用内容の両方を記載した就労証明書をご提出ください。

Q. 就労証明書を以前別の手続きで提出しましたが、改めて提出しなければいけませんか？

A. 就労証明書の有効期間は、就労先の証明日から6か月間とします。(注：提出日から6か月間ではありません。)

ただし一次受付のみ、証明日が令和6年4月以降の就労証明書を有効とします。

申込日の時点で有効期間内の就労証明書を、以前別の手続きで「すぐすぐ保育課」あてに提出し、かつ内容に変更がない場合は、事前にすぐすぐ保育課までご相談ください。

ただし、前回の証明書提出後に、育児休業を取得または延長した場合や、復職した場合は、育児休業期間や復職日を確認する必要があるため、就労時間等に変更がなくても、改めて提出が必要です。

※ なお、出生前に取得した就労証明書を申込時に提出する方は、出生後に確定した育児休業期間を確認する必要があるので、確定した育児休業期間を記載した就労証明書を、出生後から育児休業開始までの間に追加提出していただきます。

Q. 加配とはどういうことをいうのですか？

A. 発達がゆっくりなお子さん（または病気や障がいをお持ちのお子さん）については、ご家庭では不自由を感じていなくても、保育所ではご家庭の状況と異なり集団生活の場となるため、行動面や言葉の面においてお子さんの状況に合わせたフォローが必要な場合に、担当保育士を配置（加配）します。

加配が必要になる可能性があると市が認める場合には、（周りのお子さんも含め）お子さんを安全にお預かりできるかについて、入所決定前に施設と面接を実施し、最終的な入所の可否を決定する場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、入所開始後に、施設が加配保育士を配置する必要があると判断する場合もあります。

※ なお、「医療的ケア」が必要なお子さんについては、受入基準等が異なりますので、事前にすぐすぐ保育課にご相談ください。

Q. 育児休業の延長手続き等のために、保育所に入所できていない旨の通知が必要なのですが？

A. 保育所入所申込みをしていない方（または失効になった方や、利用保留通知が必要な時点を入所希望としている方）については、通知をお出しすることはできません。市役所で発行するのは、締切日までに入所申込みをした方で利用調整を実施した結果の通知となりますので、入所申込みのない期間の「利用保留通知書」を遡って発行することは、いかなる理由があってもできません。入所希望日の設定等にご注意いただき、締切日に間に合うように申し込みください。

※ なお、育児休業給付金の手続きについては、市役所ではお答えできません。就労先の担当者（またはハローワーク）に直接お問い合わせください。

保育年齢（保育所でのクラス区分）



令和7年度の保育所でのクラス区分は、令和7年4月1日時点の年齢で決定されます。

クラス区分	生年月日	就学前の期日
0歳児	令和7(2025)年4月2日～	令和14(2032)年3月31日
	令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日	令和13(2031)年3月31日
1歳児	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日	令和12(2030)年3月31日
2歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日	令和11(2029)年3月31日
3歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日	令和10(2028)年3月31日
4歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日	令和9(2027)年3月31日
5歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日	令和8(2026)年3月31日

5. 広域入所の申込みについて ※市外在住者→守谷市保育所、守谷市民→市外保育所 の場合

(1) 市外の方が、守谷市の保育所の申込みをする場合

<A. 守谷市に転入予定がある場合> 【提出先】守谷市役所すぐそく保育課 窓口

- 入所希望月の前月末の最終開庁日 17時までに、守谷市に転入して住民登録の手続きを完了することを申込条件に、「転入予定者」として取り扱います。

なお、それまでに手続きが確認できなかった場合には、保育所利用承諾の取消（または保育の実施の解除）となる可能性がありますので、ご留意ください。

- 守谷市指定書式の申込書類で申し込んでください。

また、通常の必要書類に加え、「転入確約書」および以下の添付書類の提出が必要となります。

【添付書類 1】 転入予定地が確認できるもの（次のいずれかの資料）

- ・不動産売買契約書の写し ※住所、契約者(押印されたもの)、引渡日のわかる箇所を添付してください。
- ・賃貸契約書の写し ※住所、契約者(押印されたもの)、入居開始日のわかる箇所を添付してください。
- ・同居同意書 ※祖父母等の家に同居される場合は、同居予定者に記入してもらい、添付してください。

【添付書類 2】 入所希望月の前年度の市区町村民税の課税証明書（父母 1 部ずつ、コピー可）

※例 令和 7 年度入所申込みの場合 ⇒ 令和 6 年度の市区町村民税の課税証明書の提出が必要

※課税証明書の提出がない場合、申込みは受付できますが、同一点数時の審査において不利な取扱いとなります。

- 既に「退職が決定」している場合は、求職活動での取扱いとなります。「就労確約書」をご提出のうえ、認定期間内（入所希望日から 3か月以内）に就労認定基準を満たす就労を開始する必要があります。既に「転職が決定」している場合は、現在の就労先の「就労証明書」と、転職先の「内定証明書」を両方用意し、ご提出ください。

- 現在育児休業中の方については、入所翌月 15 日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。

※県外など遠方により、受付期間内に来庁する都合がどうしてもつかない場合は、お住まいの市区町村の保育担当課を通して提出してください。余裕を持って、守谷市への締切日の 10 日程度前までを目途に提出してください。市区町村の担当者には「広域入所協議書は不要で、申込書類の転送のみでよいと守谷市役所に聞いている」とお伝えください。

<B. 守谷市に転入予定がない場合> 【提出先】お住まいの市区町村の保育担当課

- お住まいの市区町村を通しての申込み及び結果通知となります。余裕を持って締切日の 10 日程度前までを目途に、お住まいの市区町村の保育担当課に必要書類をご提出ください。

- 現在お住まいの市区町村指定書式の申込書類で申し込んでください。

また、守谷市書式の「管外受託用 広域入所確認シート」と一緒に添付してください。

- 基本的に守谷市民の児童が優先で利用調整を行います。市外在住の児童の受け入れは困難な状況であることを、あらかじめご了承ください。

また、入所が決定した場合でも、単年度入所（年度末までの入所）となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要があります。

- 現在育児休業中の方については、入所翌月 15 日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。また、転入予定のない方は、「育休延長許容」での申込みは受付できません。

(2) 守谷市民の方が、市外の保育所の申込みをする場合

<A. 市外に転出予定で、転出予定先の保育所を希望する場合>

【提出先】転出先の市区町村の保育担当課

- 転出先の市区町村指定書式の申込書類で申し込んでください。締切日や必要書類等の詳細は、転出先の市区町村に直接お問い合わせください。
- 現在育児休業中の方については、入所条件等について事前に転出先の市区町村にご確認ください。復職することが前提での申込み以外は、受付できないことが多いのでご留意ください。
- 現在守谷市内の保育所に在園中の方…

転出日の属する月の末日をもって退所となります。

(※ ただし、転出日が毎月1日付の場合は、前月末日をもって退所となります。)

在園中の施設の退所手続きが必要ですので、転出する1か月前までに、必ず守谷市役所すぐそく保育課窓口に「保育実施解除届」をご提出ください。

<B. 市外に転出予定がない場合>

※市外に転出予定だが、転出先の市区町村と、希望する保育所の所在市区町村が異なる場合は、こちらに該当します。

【提出先】守谷市役所すぐそく保育課 窓口

- 守谷市役所を通しての申込み及び結果通知となります。余裕を持って、希望先市区町村の締切日の10日前までを目途に、守谷市役所すぐそく保育課窓口に必要書類をご提出ください。
- 守谷市指定書式の申込書類で申し込んでください。
また、他に必要な書類がないか、事前に希望先の市区町村にご確認をお願いします。
- 基本的には、希望先の市区町村在住の児童が優先で利用調整が行われますので、あらかじめご了承ください。
- 入所が決定した場合でも、単年度入所（年度末までの入所）となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要があります。
- 現在育児休業中の方については、入所条件等について事前に希望先の市区町村にご確認ください。復職することが前提での申込み以外は、受付できないことが多いのでご留意ください。



6. 入所申込みの必要書類

※次の必要書類を用意して、すぐすぐ保育課窓口にご持参ください。

① 子どものための教育・保育給付認定申請書	児童 1名につき 1枚必要	
② 施設等利用申込書	児童 1名につき 1枚必要	
③ 状況申立書	※市が必要と認める場合は、医師の意見書 または診断書の提出を求める場合があります。	
④ 保育所入所申込み確認票	児童 1名につき 1枚(両面) 必要	
⑤ 個人番号（マイナンバー）申告書	1世帯につき 1枚必要 ※世帯全員分の個人番号の記載が必要	
⑥ 保育を必要とする証明書類	1世帯につき父母 1枚ずつ必要	
＜日中保育が必要な理由＞	＜必要書類＞	＜証明者＞
就労	就労証明書	雇用主
（必要に応じて、直近のシフト表の写しや、一週間の就労スケジュールの追加提出を求める場合があります。）	【自営業主のみ】 事務所や店舗の運営を確認できる書類 ⇒ 以下いずれか1点の写しを就労証明書に添付してください。 ●最新の確定申告書 ●税務署に提出する個人事業の開業届 ●営業許可書 ●事務所や店舗の賃貸契約書（名義が事務所名・店舗名のもの） ●事務所や店舗のパンフレット・チラシ・ホームページ画面	
保護者の疾病・障がい	診断書、障がい者手帳等	医師等
親族の介護・看護	被介護者・被看護者の診断書、障がい者手帳等 一週間の介護・看護スケジュール	医師等
就学	在学証明書	校長等
虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	婦人相談所等
災害復旧	り災証明書等	市役所
求職活動	就労確約書（ハローワーク求職カード等があれば添付）	—
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（母氏名と出生予定日を記載のページ）	—
⑦ その他証明書類（該当する場合のみ提出）	1世帯につき 1枚必要	
＜証明書類が必要となる場合＞	＜必要書類＞	
市外から転入予定の場合	・転入確約書 　・転入予定地が確認できる書類 ・入所希望月の前年度分の市区町村民税の課税証明書（父母両方）	
出生前に申し込む場合	・母子健康手帳の写し（母氏名と出生予定日を記載のページ）	
離婚調停中の場合	・離婚調停中であることがわかる第三者発行の書類の写し	
保護者が外国籍の方である場合	・保護者の在留カードの写し（両面）（父母両方）	
児童 または 同一世帯員に 右記手帳等の交付を受けている場合	・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の写し ・特別児童扶養手当の支給対象児がいることがわかる書類の写し	
代理人が申込書類を提出する場合	委任状 ※申込者の個人番号確認資料と本人確認資料を添付、代理人の本人確認資料を提示	

※ 申込者の本人確認・個人番号(マイナンバー)確認の資料を、提出時に窓口で提示が必要です。（詳細は次ページ参照）

【その他注意】●申込書類に虚偽が認められる場合は、入所決定の取消や保育実施の解除（退所）

となるだけでなく、文書偽造による処罰の対象となる場合があります。

●認可外保育施設へ提出する等の理由で「支給認定証」の交付が必要な場合は、
『支給認定証交付・再交付申請書』も併せてご提出ください。

市ホームページから
ダウンロード可



個人番号（マイナンバー）の記載について

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行により、「子どものための教育・保育給付認定申請」において、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。
- 利用調整や保育料の算定、副食費免除の判定にあたり、個人番号により情報照会をする場合があります。申告書への個人番号の記載にあたっては、あらかじめ他の世帯員に利用目的を説明し、同意を得てください。

申込時の本人確認・個人番号（マイナンバー）確認の提示について

入所申込書類の提出時に、次のとおり確認資料の提示が必要となりますので、ご用意をお願いします。

① 保護者が申込書類を提出する場合

① 申込者の 個人番号 (マイナンバー) 確認資料	<p><u>個人番号カードをお持ちの方</u></p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード <p><u>個人番号カードをお持ちでない方</u></p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号記載の住民票 または 住民票記載事項証明書
② 申込者の 本人確認資料	<p><u>個人番号カードをお持ちの方</u></p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード <p><u>個人番号カードをお持ちでない方</u></p> <p>【写真付き本人確認資料であれば下記から1点】</p> <ul style="list-style-type: none">・運転免許証・運転経歴証明書・在留カード、特別永住者証明書・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳・その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日、住所の記載があるもの <p>【上記の提示が困難な場合は下記から2点】</p> <ul style="list-style-type: none">・各種健康保険被保険者証・各種共済組合の組合員証・年金手帳・児童扶養手当証書 または 特別児童扶養手当証書・介護保険被保険者証・住民票 または 住民票記載事項証明書・パスポート（ただし令和2年2月3日以前に申請されたものは住所の記載があるので、1点のみで可。）・その他官公署発行の書類で氏名、生年月日、住所の記載があるもの

② 代理人（祖父母など父母以外の方）が申込書類を提出する場合

① 代理権の 確認資料	<p><u>任意代理人（法定代理人以外の代理人）の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">・委任状 <p><u>法定代理人（法律の規定によって定められた代理人）の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">・戸籍謄本・その資格を証明する書類 <p style="text-align: right;">※保護者の親（児童からみて 祖父母）が書類を提出する 場合は任意代理人に該当。</p>
② 代理人の 本人確認資料	上記 ①保護者が申込書類を提出する場合 の ② と同様
③ 申込者の個人番号 (マイナンバー) 確認資料	上記 ①保護者が申込書類を提出する場合 の ① と同様
④ 申込者の 本人確認資料	上記 ①保護者が申込書類を提出する場合 の ② と同様

電子申請について

マイナポータルを利用して電子申請での提出も可能です。（マイナポータルへの事前登録が必要です。）

マイナポータルとは

政府が運営するオンラインサービスです。インターネットを介して、様々な行政手続きができたり、行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。
詳しくは、デジタル庁ホームページをご確認ください。



【デジタル庁URL】

https://digital.go.jp/policies/myna_portal/

マイナポータルを利用するには

- マイナンバーカード、ICカードリーダライタ、パソコンが必要です。
また、マイナンバーカードに記録された電子証明書を利用するためのソフト（利用者クライアントソフト）をパソコンにダウンロードする必要があります。
- 一部のNFC対応のスマートフォンについては、無料でGooglePlay及びAppleStoreからアプリをダウンロードすることでご利用いただけます。
- マイナポータルへのログインについてご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30（年末年始を除く）

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。



電子申請に関する注意事項

- 広域入所（8ページ～9ページ参照）の電子申請はできません。
- 保育を必要とする証明書類（就労証明書等）は、PDFデータのみ添付可能です。また、電子申請受付後、別途原本を郵送等でご提出いただきます。
- 電子申請の内容について不備または確認事項等があった場合、市役所から電話にて照会したり、後日市役所窓口にお越しいただくことがありますので、ご了承ください。



7. 保育所に入所した場合（利用に関する留意事項・保育料・転園希望）

認可保育所、認定こども園（保育枠）、地域型保育の利用に関する留意事項

現況調査の実施

- 入所要件の確認のため、入所後も年1回程度「現況調査」を実施し、就労証明書等の「保育を必要とする証明書類」をご提出いただきます。また、必要に応じて勤務先等に直接確認する場合もありますので、ご了承ください。
- 入所要件に満たないと判断した場合には、年度途中でも保育所を退所していただくことがあります。
- その他家庭状況（離婚、再婚、離婚調停開始、祖父母との同居等）に変更が生じた場合には、速やかにすぐすぐ保育課までご連絡ください。

保育の必要量の変更

- 保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更は月単位となります。「給付認定変更申請書」を変更したい月の前月末日までにご提出ください。遅っての変更はできませんので、ご留意ください。

保護者が転職・退職した場合

- 転職する場合や、退職して求職活動を行う場合には、速やかにすぐすぐ保育課までご連絡ください。「就労確約書」や「給付認定変更申請書」（求職活動中は原則保育短時間の認定に変更していただきます。）の提出が必要です。
- 退職後3か月以内に、就労認定基準 **【1か月あたり64時間以上（原則として4時間以上/日かつ月16日以上）】**を満たす就労を開始していただく必要があります。3か月以内に「就労証明書」の提出がない場合には、原則として退所となります。

長期間休園する場合

- 下の子の里帰り出産を理由に休園する場合、産前については、医師からの指示、里帰り先までの交通手段、その他家族状況等を確認してやむを得ないと判断される場合に、概ね1か月を超えない範囲で休園を認めます。
また、産後については、出生されたお子さんの1か月健診を目安に登園を再開してください。
- その他自己都合での休園は1か月間が上限となります。1か月以上休園される場合は、原則退所となります。
- 休園している期間も保育料は発生しますので、ご留意ください。

産休・育休を取得する場合

- 下の子の出産に伴い育児休業を取得する場合、施設の利用を継続するためには手続きが必要となります。また、保育の必要量は原則として、育児休業開始月の翌月から「保育短時間」の認定に変更となりますので、早めのお迎えをお願いします。手続きの詳細はすぐすぐ保育課にお問い合わせください。
- 育児休業を延長した場合は、延長した育児休業期間が記載された「就労証明書」を速やかにご提出ください。
- 下の子の出生時点において、既に入所中の上の子が「0歳児～2歳児クラス」である場合
⇒ 下の子が2歳になるまでの期間は、育児休業中のまま、入所継続が可能です。
下の子の出生時点において、既に入所中の上の子が「3歳児～5歳児クラス」である場合
⇒ 残りの在園期間が短いため、育児休業中のまま、就学前まで入所継続が可能です。

市外に転出する場合

- 市外に転出する場合、転出する1か月前までに「保育実施解除届」をご提出ください。
在園中の施設は、転出日の属する月の末日をもって退所となります。（ただし、転出日が毎月1日付の場合は、前月末日をもって退所となります。）
- 転出の翌月以降については、転出先の市区町村の保育所入所を申し込んで、入所できなかった場合に限り、年度末までを限度に、守谷市の在園中の施設に継続入所が可能となります。その場合は、転出後に、転出先の市区町村を通じて、手続きが必要となります。
(ただし、転出時点で4歳児・5歳児の場合や、転出時に育児休業中の場合は、別途ご相談ください。)

認可保育所、認定こども園（保育枠）、地域型保育の保育料

保育の提供にあたっては、国・県・市の負担金（公費）のほか、運営費の一部を「利用者負担額」として保護者の方にご負担いただいています。

令和7年度 保育料金表（予定）

（上段：保育標準時間の料金 下段：保育短時間の料金 単価：円）

階層区分	定 義	令和7年4月1日現在の年齢						3歳児以上	
		0歳児・1歳児			2歳児				
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護世帯等	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
第2階層	当該年度分の市区町村民税の非課税世帯（ただし第1階層の該当者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
第3階層	48,600円未満	ひとり親世帯等 3,950	4,000 0	0 0	3,000 2,950	0 0	0 0		
		ひとり親世帯等 以外の世帯 8,900	9,000 4,450	0 0	7,000 6,900	3,500 3,450	0 0		
第4階層	48,600円以上	ひとり親世帯等 6,900	7,000 0	0 0	6,000 5,900	0 0	0 0		
	77,101円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯 13,800	14,000 6,900	7,000 0	12,000 11,800	6,000 5,900	0 0		
第5階層	77,101円以上 97,000円未満	14,000 13,800	7,000 6,900	0 0	12,000 11,800	6,000 5,900	0 0		
第6階層	97,000円以上 133,000円未満	26,500 26,100	13,250 13,050	0 0	22,000 21,600	11,000 10,800	0 0		
第7階層	133,000円以上 169,000円未満	36,000 35,500	18,000 17,750	0 0	30,000 29,600	15,000 14,800	0 0		
第8階層	169,000円以上 202,000円未満	41,500 40,900	20,750 20,450	0 0	33,000 32,500	16,500 16,250	0 0		
第9階層	202,000円以上 235,000円未満	47,000 46,300	23,500 23,150	0 0	36,000 35,400	18,000 17,700	0 0		
第10階層	235,000円以上 268,000円未満	52,500 51,700	26,250 25,850	0 0	39,000 38,300	19,500 19,150	0 0		
第11階層	268,000円以上 301,000円未満	58,000 57,100	29,000 28,550	0 0	41,900 41,200	20,950 20,600	0 0		
第12階層	301,000円以上 397,000円未満	63,500 62,500	31,750 31,250	0 0	44,500 43,700	22,250 21,850	0 0		
第13階層	397,000円以上	66,000 64,900	33,000 32,450	0 0	47,000 46,200	23,500 23,100	0 0	幼保無償化により0円	

※給食費（3歳児～5歳児のみ）や延長保育料、教材費等は別途必要となります。詳細は各施設にご確認ください。

保育料の算定方法

- 税額控除（寄付金控除、住宅借入金等特別控除など）が適用される前の、父母の「市区町村民税 所得割額」の合算額により算定します。
- 4月分～8月分は「前年度の市区町村民税 所得割額」により、9月分～3月分は「当年度の市区町村民税 所得割額」により、それぞれ算定します。
- 父母ともに市区町村民税が非課税の場合で、同一世帯にお子さんを税法上の扶養に入れている祖父母がいる場合には、その方の市区町村民税の所得割額により算定します。
- 父母が税未申告の場合は第13階層での決定となります。速やかに税申告をされたうえで、市役所すぐすぐ保育課に確定申告書の写しを提出してください。なお、遡っての再算定は行いませんので、ご留意ください。
- 令和6年1月2日以降に転入された方については、ご提出いただいた市区町村民税の課税証明書、またはマイナンバーによる課税情報照会の結果により算定します。

※市区町村民税の所得割額は「市民税・県民税 税額決定通知書兼納税通知書」「市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」または「課税証明書」で確認できますので、ご自身でご確認ください。

すぐすぐ保育課にお問合せいただいても、保育料算定前に個別の所得割額を調べてお伝えすることはできませんので、ご了承ください。

保育料多子軽減のカウント方法について

●年収約360万円未満相当 [父母の市区町村民税の所得割額57,700円未満・ひとり親世帯のみ77,101円未満] の世帯

⇒保護者が監護し生計が同一のお子さんの人数で、最も年長の子から順にカウントします。(別居されているお子さんがいる場合は、すぐすぐ保育課までご相談ください。)

●年収約360万円以上相当 [父母の市区町村民税の所得割額57,700円以上・ひとり親世帯のみ77,101円以上] の世帯

⇒同一世帯の就学前児童のうち、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業所」「認証保育園」「企業主導型保育施設」「幼稚園」「特別支援学校幼稚園部」「児童心理治療施設」「認可外保育施設」に通園、または「児童発達支援(守谷市こども療育教室等)」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」を利用しているお子さんで、最も年長の方から順にカウントします。【注】_____の施設を利用している場合は、すぐすぐ保育課まで要申告。



転園を希望する場合の申込み

認可保育所・認定こども園(保育枠)・地域型保育に入所後、他の施設への転園を希望する場合は、父母の保育必要性の証明書類(就労証明書等)を添えて「転園希望届」をすぐすぐ保育課窓口にご提出ください。

転園希望届をご提出の方は、新規申込者と同様に利用調整を実施します。利用調整の結果、必ずしも転園できるとは限りませんので、ご留意ください。転園が保留の場合には、在園中の施設に入所継続となります。

転園希望における注意事項

- 利用調整の結果は、郵送で通知します。転園承諾となった場合、市役所から電話等で事前の意向確認は行いませんので、ご留意ください。
- 転園承諾となった場合、在園中の施設は退所になります。いかなる理由があっても、転園承諾の決定後に転園を取り消す(元の施設に戻る)ことはできません。
- 転園保留となった場合、転園希望取下げの手続きがない限り、当該年度内は引き続き利用調整の対象となります。
- 転園希望の申込有効期間は、当該年度内となります。次年度も引き続き転園を希望する場合には、改めて次年度の転園希望の申込みが必要となりますので、ご留意ください。
- 転園する施設に登園を開始する際は、ならし保育期間が1~2週間程度あります。
- 発達がゆっくりなお子さん(または病気や障がいをお持ちのお子さん)については、転園決定前に施設と面接を実施し、最終的な転園の可否を決定する場合があります。

8. 保育所に入所できなかった場合(認証保育園等の認可外保育施設)

企業主導型保育施設

企業主導型保育施設とは、企業が従業員のお子さんを預かるために設置した認可外保育施設ですが、施設によっては、「地域枠」といわれる従業員以外の保育を必要とする地域のお子さんを預かるための受入枠を設定している場合があります。認可外保育施設ではありますが、一定の施設基準や保育士配置基準を満たしています。

利用を希望する方は、直接施設にお問い合わせのうえ、お申し込みください。

なお、申込みの際に「支給認定証」の提出を求められる場合があります。「支給認定証」は市役所が交付しますので、既に認可保育所等の入所申込みにおいて教育・保育給付認定を受けている方については、「教育・保育給付支給認定証交付・再交付申請書」をすぐすぐ保育課までご提出ください。

守谷市内の企業主導型保育施設

※情報は令和6年7月時点のものです。最新の情報は施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	保育年齢	保育時間
花きりん Kids	百合ヶ丘3-2618-1	0297-46-2880	生後57日~5歳児	月~金 7:00~19:00 土 7:30~18:30
守谷松並青葉のぞみ保育園	松並青葉4-23-7	0297-21-4001	生後6か月~5歳児	月~金 7:00~19:00 土 7:00~18:00

守谷市認証保育制度（認証保育園）

守谷市に住所があり、認可保育所等の入所申込みをしたが入所できなかった児童（※ただし家庭保育が可能と認められる場合を除く）については、「守谷市認証保育制度」の利用ができます。

この制度は、市内の認可保育所等の利用保留者数の軽減を目的として実施している市の委託事業です。市が認証した以下の認可外保育施設において、教育・保育給付認定等の条件を満たせば保育料が軽減されます。

【利用条件】 ① 守谷市に住民登録していること

② 認可保育所等が利用保留となっていること

※利用にあたっての注意点については、次ページをご参照ください。

【利用開始日】 最短で、認可保育所等の入所申込みを受付した翌日以降

※ただし、育児休業中の場合は、復職日の最大6週間前から利用可能。

【申込方法】 守谷市が発行する「施設等利用調整結果通知書（利用保留）」を持参のうえ、

希望する認証保育園に直接申し込んでください。

※認可保育所等の申込み後、「施設等利用調整結果通知書（利用保留）」の発行前に
認証保育制度の利用を開始したい場合は、発行後にご提出ください。

認証保育園一覧

※情報は令和6年7月時点のものです。最新の情報は施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	保育年齢	保育時間	
				平日	土曜日
キッズサポート保育園 守谷園	中央2-16-1 アワーズもりや3階	0297- 20-0200	生後3か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00

認証保育制度の月額保育料

月額保育料は令和7年4月1日時点の年齢で決定しますので、誕生日を迎えても年度内は変わりません。また、保護者の税額にかかわらず一律です。

保育年齢	月額保育料		
	第1子	第2子	第3子以降
0歳児	25,000円	12,500円	0円
1歳児	25,000円	12,500円	0円
2歳児	20,000円	10,000円	0円
3歳児～5歳児	幼児教育・保育無償化により 0円		

※保育料以外の実費経費（給食費・教材費等）は、保護者負担となります。詳細は直接施設にご確認ください。

【保育料の多子軽減のカウント方法について…】

同一世帯の就学前児童が、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業所」「認証保育園」「企業主導型保育施設」「幼稚園」「特別支援学校幼稚園部」「児童心理治療施設」「認可外保育施設」に通園、または「児童発達支援（守谷市こども療育教室等）」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」を利用しているお子さんで、最も年長の者から順にカウントします。【注】_____の施設を利用している場合は、すぐしく保育課まで要申告。

認証保育園利用における注意点



① 認証保育制度の利用を目的とした「認可保育所等の入所申込み」はできません。

認証保育制度はあくまでも、認可保育所等の入所申込みをしたが入所できなかった児童が、認可保育所等に入所できるまでの期間、認証保育園に預ける場合の保育料を軽減する制度です。そのため、認証保育制度の利用を目的とした「認可保育所等の入所申込み」はできません。

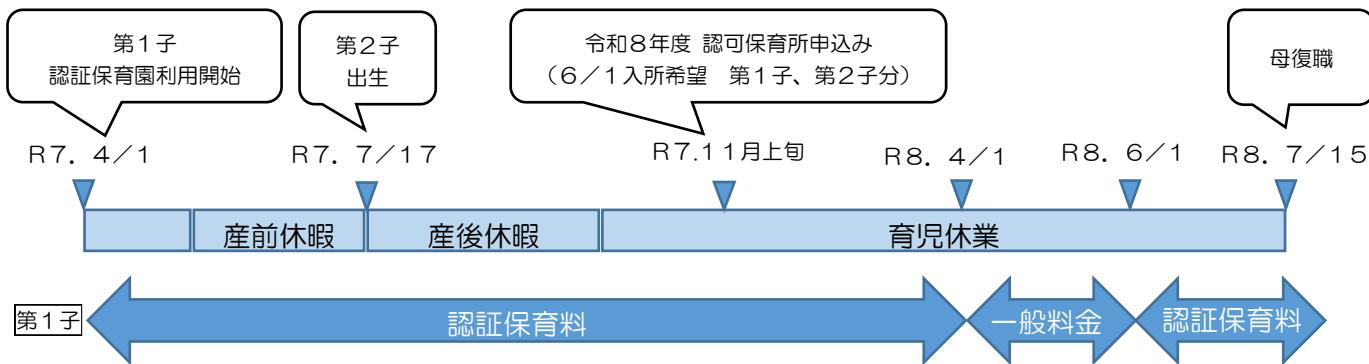
認可保育所に入所決定した後、入所を辞退して認証保育園の利用を継続する場合は、認証保育制度の適用はできません。施設が指定する一般料金での利用となります。4月1日以降に入所決定辞退後に改めて認可保育所等の入所申込みをしても、年度末までは認証保育制度の適用はできませんので、あらかじめご留意ください。
(なお、施設が指定する一般料金については、直接施設にお問い合わせください。)

② 下のお子さんの妊娠・出産に伴う認証保育料金の適用期間にご注意ください。

保護者が下のお子さんの出産に伴う育児休業を取得する場合、下のお子さんの出産時点において、上のお子さんが「就労」の認定を受けて認証保育園を利用中の場合には、下のお子さんの出産日の属する年度の年度末まで、認証保育料金の適用となります。

翌年度4月1日以降は、保護者が復職するまでは施設の指定する一般料金での利用となりますので、ご留意ください。

〈例〉 第1子：令和7年4月1日 認証保育園を利用開始
第2子：令和7年7月17日 出生予定
母：令和7年6月6日～令和7年9月11日 産前産後休暇
令和7年9月12日～令和8年7月14日 育児休業（7月15日復職予定）
⇒ 令和8年3月31日まで認証保育料金適用
令和8年4月1日～令和8年5月31日（復職日の前々月末）まで一般料金での利用



③ その他の注意事項

【育児休業中に認証保育園を利用開始した場合】

認可保育所等と同様に、復職期限までに復職する必要があります。復職した後、2週間以内に復職日を記載した「就労証明書」をすぐすぐ保育課までご提出ください。入所日の翌月15日が復職期限となります。

(※ただし3月入所の場合のみ、3月31日が復職期限となります。)

【求職活動を理由に認証保育園を利用開始した場合】

入所日の翌々月末日までに就労認定基準を満たす就労を開始していただく必要があります。就労を開始した後、期限までに「就労証明書」をすぐすぐ保育課まで提出してください。期限までに基準を満たす就労開始を確認できない場合、以降は施設の指定する一般料金での利用となります。

【市外へ転出し、継続して施設を利用する場合】

認証保育制度は守谷市民が対象となるため、市外転出後は施設の指定する一般料金での利用になります。

9. 各施設の紹介 ※令和6年7月時点の情報となります。最新の情報は市ホームページをご確認ください。

入所申込みをする前に、各施設の見学をしていただくことをお勧めします。毎年10月頃に一斉見学会が行われることが多いですが、それ以外の時期に見学を希望される場合には、各施設に直接お問い合わせください。

(※注 土曜保育については各施設により取扱いが異なります。利用条件等の詳細は各施設に直接お問い合わせください。)

《認可保育所》

公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員	受入開始月齢	保育時間（延長保育含む）	
						平日	土曜日
公立	土塔中央保育所	百合ヶ丘 2-2539-1	0297- 48-1876	122	生後 6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
	北園保育所	松並 1577-1	0297- 48-4897	94	生後 6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
私立	まつやま保育園	本町 4210	0297- 48-7843	132	生後 40日～	7:00～19:30	7:00～18:30
	わかばのもり保育園	大柏 835-1	0297- 48-1735	70	生後 6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
	つくば国際百合ヶ丘保育園	百合ヶ丘 1-2455	0297- 21-5355	200	生後 43日～	7:00～19:00	7:00～18:00
	つくば国際松並保育園	松並 1724-1	0297- 44-5022	140	生後 43日～	7:00～19:00	7:00～18:00
	もりり保育園	立沢 1921-16	0297- 48-0631	60	生後 43日～	7:00～19:00	7:00～19:00
	アイグラン保育園百合ヶ丘	百合ヶ丘 3-2647	0297- 44-8324	80	生後 43日～	7:00～20:00	7:00～20:00
	アイグラン保育園守谷駅前	中央 3-10-6	0297- 44-7083	80	生後 43日～	7:00～20:00	7:00～20:00
	わかばのもりキラリ保育園	大柏 1113-1	0297- 48-1736	70	生後 57日～	7:00～19:00	7:00～18:00
	もりや白帆保育園	立沢 247-2	0297- 21-5521	60	生後 3か月～	7:00～20:00	7:00～20:00
	まつやま百合ヶ丘保育園	百合ヶ丘 2-2712-1	0297- 45-5433	78	生後 40日～	7:00～19:30	7:00～18:30
	東進ワールドキッズ守谷	松並 1389-1	0297- 38-5225	110	生後 57日～	7:00～19:00	7:00～18:00
	mom なないろ	大柏 521-1	0297- 21-7314	77	生後 3か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
	ふれあいしおどめ保育園	本町 741-17	0297- 45-2111	90	生後 57日～	7:00～19:00	7:00～18:30
	守谷どろんこ保育園	大柏 1001-1	0297- 44-9028	90	生後 57日～	7:00～20:00	7:00～20:00
	守谷きらっと保育園	板戸井 2482-1	0297- 34-0151	90	生後 57日～	7:00～19:00	7:00～19:00
	守谷しおどめ保育園	本町 3436-1	0297- 45-3300	90	生後 57日～	7:00～19:00	7:00～18:30
	そらまい守谷保育園	野木崎 544-1	0297- 45-7255	90	生後 57日～	7:00～19:00	7:00～18:00

《認定こども園（保育枠）》

※認定こども園の幼稚園枠（1号枠）については、施設に直接申し込んでください。

公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員	受入開始月齢	保育時間（延長保育含む）	
						平日	土曜日
私立	認定こども園 守谷わかば幼稚園	大柏 805	0297- 48-3122	72	生後 6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
	認定こども園 もりや幼保園	松前台 2-15	0297- 45-3915	90	生後 43日～	7:00～19:00	7:00～18:00

《地域型保育（小規模保育事業所）》

- 小規模保育事業所は、0歳児～2歳児までの保育施設です。
- 卒園後は、各施設が指定した連携施設に優先的に入所を希望することができますが、受入枠以上に希望者が集中した場合は、連携施設への入所調整を行う場合があります。なお、連携施設への入所希望調査の対象者は、毎年度9月1日時点で利用承諾となっている2歳児（市外在住者除く）となります。

公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員	受入開始月齢	保育時間（延長保育含む）	
						平日	土曜日
私立	まつやま松並保育園	松並青葉1-1-5 レーベン守谷 THE BRIDGE 1階	0297-21-2229	19	生後40日～	7:00～19:30	7:00～18:30
	ひとみ保育園	中央3-11-2 いとう眼科3階	0297-45-7177	19	生後6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
	山ユリの丘小規模保育園	立沢1132-3	0297-44-5155	19	生後6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
	アネシスナーシング保育園	御所ヶ丘4-10-5	0297-45-3531	19	生後2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
	かしわノ木守谷駅前保育園	中央2-7-2	0297-44-8849	19	生後6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00

※注 まつやま松並保育園の土曜保育は、まつやま百合ヶ丘保育園での合同保育となります。

《地域型保育（家庭的保育事業所）》

- 家庭的保育事業所は、保育所より少人数の単位で2歳児までを保育する施設です。家庭的な雰囲気のもとで、5人以下の少人数を対象にきめ細やかな保育を行います。
- 卒園後は、各施設が指定した連携施設に優先的に入所を希望することができますが、受入枠以上に希望者が集中した場合は、連携施設への入所調整を行う場合があります。なお、連携施設への入所希望調査の対象者は、毎年度9月1日時点で利用承諾となっている2歳児（市外在住者除く）となります。

公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	保育時間（延長保育含む）	
						平日	土曜日
私立	松島保育ルーム・くろーばー	中央1-5-4	090-8442-2073	4	生後8か月～	8:15～18:00	—

※注 松島保育ルーム・くろーばーについては、保育短時間認定のみの受入れとなります。

《地域型保育（事業所内保育事業所）》

※従業員枠については、施設に直接申し込んでください。

- 事業所内保育事業所は、企業が従業員のお子さんに加え、市区町村の認可を受けて定員の4分の1程度を「地域枠」として開放し、保育を必要とする地域のお子さんにも保育を提供する0歳児～2歳児までの保育施設です。
- 地域枠の利用者は、卒園後は各施設が指定した連携施設に優先的に入所を希望することができますが、受入枠以上に希望者が集中した場合は、連携施設への入所調整を行う場合があります。なお、連携施設への入所希望調査の対象者は、毎年度9月1日時点で利用承諾となっている地域枠の2歳児（市外在住者除く）となります。

公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	保育時間（※延長保育は検討中）	
						平日	土曜日
私立	(仮称)つくし保育園	立沢231-6	0297-20-0665	4 (地域枠)	生後57日～	7:30～18:30	7:30～18:30

【注意】

令和6年9月時点で、(仮称)つくし保育園は令和7年度からの事業所内保育事業所への移行に向けて準備を進めているところですが、地域枠の申込受付の開始時期は未定となっています。申込受付の開始時期が確定したら、市ホームページ等でお知らせします。